

空き家の管理、解体、活用を支援します

管理されていない老朽化した空き家が年々増えていて、全国的にも問題になっています。市では平成26年度から、近隣に迷惑をかけないための空き家の管理・老朽危険空き家の解体・利用可能な空き家の活用を支援する助成制度を予算の範囲内で実施しています。

空き家のまま管理したい

制度1 空き家管理助成金

空き家の建物の管理や敷地内の除草にかかった費用の一部を助成します

かかった費用の2分の1、上限20万円

- ・空き家の管理（所有者に代わり建物内の点検、通気、通水、また、郵便物の回収等を行うもの）や敷地内の除草、庭木の剪定、防草シートの設置作業などを市内業者に発注する方が対象になります
- ・空き家内外の家財や不用品等の処分、砂利敷きや整地作業は対象になりません



老朽化した空き家を解体したい

制度2 空き家解体助成金

空き家の解体費用の一部を助成します

解体費用の5分の4、上限100万円

- ・10年以上空き家状態であることが確認でき、周囲に危険を及ぼす恐れのある老朽化した一戸建て住宅及び併用住宅の空き家が対象になります
- ・更地にするための費用（物置・擁壁の解体、庭木の処分等）も対象になります



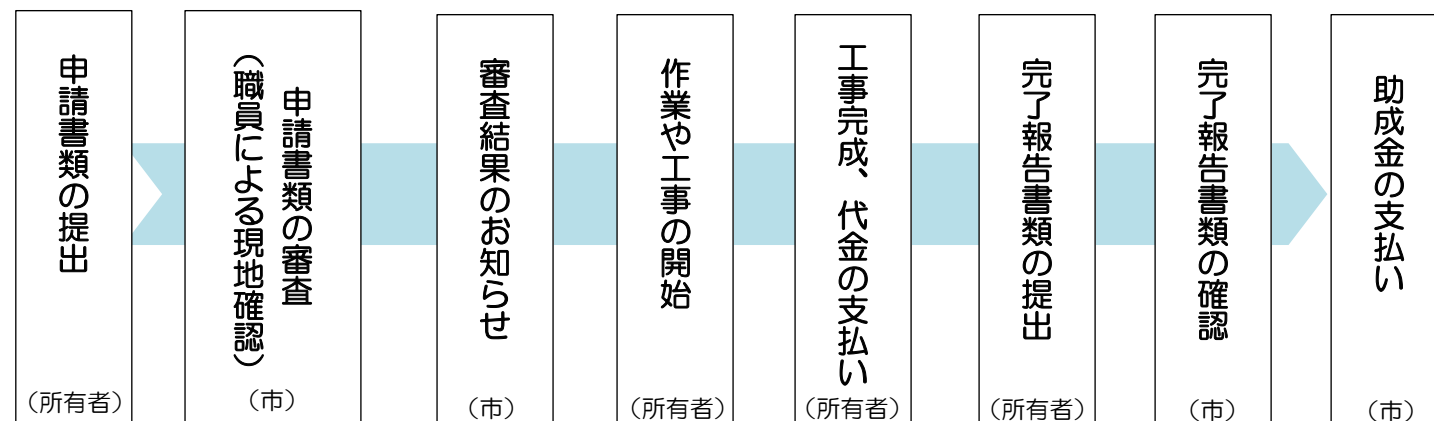
制度3 空き家解体跡地管理助成金

解体跡地の除草等にかかった費用の一部を助成します

かかった費用の2分の1、上限20万円

- ・制度2の解体助成を受け、その後の利用がない土地のみが対象になります
- ・敷地内の除草等を市内業者に発注する方が対象になります

<助成制度の手続きの流れ>



※あくまでイメージです。各制度によって手続きが若干異なります。

※空き家を改修する場合など、各種法令による制限を受ける可能性がありますので、事前に市の関連部署での調整が必要となる場合があります。

空き家を活用したい

空き家を改修（リノベーション）する場合

制度4 地域サロン改修助成金

空き家を高齢者や子育て世代の方々が気軽に利用できる地域サロンとして活用する場合、改修費用の一部を助成します

改修費用の3分の2、
上限500万円



制度6

空き家活用促進改修助成金

空き家を住居として活用する場合、改修費用の一部を助成します

改修費用の2分の1、上限250万円

[倉淵・榛名・吉井の場合改修費用の2分の1、上限500万円]



- ・空き家を新たに取得し、自己の居住を目的として改修を行う人が対象になります
- ・10年以上空き家状態であることが確認できる一戸建て住宅及び併用住宅が対象になります
- ・共同住宅等への改修は対象になりません

制度8

空き家事務所・店舗改修助成金

空き家を事務所や店舗として活用する場合、改修費用の一部を助成します

改修費用の2分の1、
上限500万円

- ・5年以上空き家状態であることが確認できる一戸建て住宅及び併用住宅が対象になります
- ・宗教活動、政治活動及び風俗営業等を除く事務所、店舗等を長期にわたり営業することが見込めるものが対象になります
- ・完了報告時までに市内に住民登録のある個人や本市に法人開設届けを出している法人（本店が市内にあること）が対象になります



空き家を借りる場合

制度5

地域サロン家賃助成金

空き家を地域サロンとして借りる場合、家賃の一部を助成します

家賃の5分の4、
上限5万円（月額）

- ・地域サロンの運営者が対象になります

制度7

定住促進空き家活用家賃助成金

倉淵・榛名・吉井の空き家を住居として借りる場合、家賃の一部を助成します

家賃の2分の1、
上限2万円（月額）

- ・戸建て住宅の空き家を借りる人が対象になります

※各制度によって、空き家等の要件、提出書類や申請方法などが異なります。事前にご相談下さい。

※工事等着工後の申請は受付できません。

※市では、空き家の紹介は行っておりません。

制度の詳しい内容や申込み書類等の問い合わせは、
市役所 建築住宅課
住宅管理担当

(Tel321-1314)

または、行政書士高崎
事業協同組合（空き家対策専用）

(Tel080-8090-0222)